16　「６　その他の事項」欄には、届出者が居住者であった期間、譲渡しようとする株式（持分）を取得した時期及び届出者が非居住者となった時期を記入すること。

17　本届出書により届け出られた対内直接投資等が対内直接投資等に関する政令第３条第２項第４号に該当する対内直接投資等である場合には、その旨、「６　その他の事項」欄に記入すること。

18　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の記入欄（外国為替及び外国貿易法第17条（第17条の３又は第17条の４第１項において準用する場合を含む。）に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。）

| 為替取引又は電子決済手段等の移転等を行った年月日 | 金　額 | 銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等確認欄 |
|---|---|---|
| | | |

（日本産業規格Ａ４）